

都市局所管のせせらぎ管理に関する要綱

平成26年3月31日
都市計画総局長決定
平成27年4月1日
住宅都市局長改正
平成31年4月1日
都市局長改正
令和3年4月1日
都市局長改正

(目的)

第1条 本要綱は、都市局が整備したせせらぎの維持管理に関連し、同施設の日常清掃をまちづくり活動として実施し、良好な公共空間の創造及び健全な地域コミュニティの発展育成に資することを目的として、公共施設の活用を積極的に行おうとする団体の活動に対し、市がこれに要する費用の一部を助成することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号、以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金等の交付に関して必要な事項を定める。

(助成の対象となる団体)

第2条 本要綱の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は自治会、婦人会、老人会、子供会等の一団の区域内の住民等で組織する公共的団体及び特定非営利活動法人（NPO法人）等を母体とする団体とし、名称は「せせらぎ管理会」とする。

- 2 前項の助成対象団体については、政治、宗教又は営利を主目的とするもの及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除くものとする。

(対象区域)

第3条 本要綱の対象となる公共施設は、都市局が整備し、維持管理する公共施設のうち別表の通りとし、当該公共施設の区域は、都市局が定めるものとする。

- 2 前項に規定する公共施設が各管理者へ移管された際は、本要綱に基づく助成対象から除くものとする。

(活動内容)

第4条 助成対象団体の活動内容は、前条に規定する当該公共施設の清掃活動とする。

- 2 助成対象団体は、当該公共施設を良好に保つため適切な頻度で活動を行うものとする。

(遵守事項)

第5条 助成対象団体は、次に掲げる各号を遵守するものとする。

- (1) 当該公共施設の保全や安全な活動のために神戸市と協力して行うこと。
- (2) 当該公共施設の損傷や事故を発見した場合は、速やかに神戸市へ連絡すること。
- 2 助成対象団体は、次の各号に掲げる行為を一切してはならない。
 - (1) 当該公共施設の機能及び管理に支障を来す行為
 - (2) 地域の合意に基づかない行為
 - (3) 本要綱上の権利を譲渡する行為
 - (4) もっぱら営利を目的とする行為
 - (5) 特定の者の利益に寄与する行為

(助成内容)

第6条 市長は、良好な公共空間の創造のため、助成対象団体に対して予算の範囲内で助成することができる。

- 2 前項により交付する助成金の限度額は、当該公共施設の清掃活動に要する費用の合計額以内であつて、かつ、年額15万円を限度とする。
- 3 前項の当該公共施設の清掃活動に要する費用は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
 - (1) 消耗品費
ハウキ、軍手、ごみ袋等、日常の清掃に必要な道具の購入に要する費用
 - (2) 資機材費
ポリッシャー、高圧洗浄機等、清掃活動に必要な機械のリース等に要する費用
 - (3) 事務費
当該公共施設の清掃活動に関する会議開催の会場使用料等、団体の運営に必要な事務に要する費用
 - (4) その他助成対象団体の本来的な活動であると市長が認める事業に要する費用
- 4 年度途中で活動を開始した助成対象団体への助成金の算出については、月数に応じて月割計算（1月未満の端数切り捨て）によるものとし、算出した額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第7条 前条の規定による助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、結成に際し、「せせらぎ管理会結成届（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項に規定する結成届を受理したときは、速やかに適当な団体かどうかを審査し、適当と認めるときは「せせらぎ管理会認定通知書（様式第2号）」によりその旨を通知する。
- 3 前項の通知を受け、助成金の交付を希望する団体は、次の各号に掲げる書類を添え、「助成金交付申請書（様式第3号）」により、助成金の交付を希望する年度毎に、市長に申請しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 規約又は定款
- (3) 活動計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 同一施設に対して複数の助成対象団体から申請があった場合は、継続的に活動している団体を優先し、本要綱に基づく助成は申請者のうちいずれか一団体へのみとする。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、「助成金交付決定通知書(様式第4号)」又は「助成金不交付決定通知書(様式第5号)」により申請者に通知する。

2 市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、条件を付して助成金の交付の決定を行うことができる。

(活動内容の変更)

第9条 前条により助成金の交付の決定を受けた助成対象団体は、活動内容を変更しようとする場合は、速やかに「活動内容変更承認申請書(様式第6号)」を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認申請が提出されたときは、これを審査し、やむをえないと認めるときは、これを承認し、「活動内容変更承認通知書(様式第7号)」により、当該助成対象団体に通知する。

(完了実績報告)

第10条 助成対象団体は、助成の対象となる当該年度の活動が完了したときは、その完了の日から起算して15日を経過した日又は助成金の交付の決定をした会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添え、「完了実績報告書(様式第8号)」を市長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書
- (2) 写真台帳
- (3) 収支報告書(領収書を添付。写しも可。原本の提示を求めることがある。)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(助成金の交付等)

第11条 市長は、助成の対象となる当該年度の活動が完了していることを確認後、交付すべき助成金の額を確定し、「助成金確定通知書(様式第9号)」により助成対象団体に通知し、助成対象団体からの「助成金交付請求書(様式第10号)」により助成金を交付する。ただし、助成対象団体から「助成金概算交付要望書(様式第11号)」及び「助成金概算交付請求書(様式第12号)」が提出され、市長が必要と認める場合は、助成金の交付予定額以内の額の助成金を概算交付することができる。

- 2 市長は、前項の規定により助成対象団体へ概算交付した場合は、当該年度の活動完了後、助成金の額を確定し、既に交付した助成金の精算を行う。精算の結果、余剰が生じる場合、助成対象団体は、神戸市が発行する納入通知書により、期日までに支払うこととする。

(交付決定の取り消し)

第12条 市長は、助成対象団体が次の各号に該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を助成の目的以外に使用したとき
- (2) 助成金の交付に付された条件又は指示を遵守しなかったとき
- (3) 本要綱に基づいて提出された申請書、報告書等の内容が虚偽であったとき
- (4) 助成対象団体が、法令に違反する団体又は法令に違反する行為を行ったとき

- 2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取り消しをしたときは、当該助成対象団体に対し、「助成金交付決定取消通知書（様式第13号）」により速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金を交付している場合は、期限を定めてその返還を命ずることができる。

- 2 助成対象団体は組織を解散する場合、第10条第1項に定める書類を添え、「せせらぎ管理会解散届（様式第14号）」を市長に提出しなければならない。既に助成金を交付している場合は、速やかに精算を行った後に解散するものとする。

(重複助成の制限)

第14条 本要綱に基づく公共施設の清掃活動に対する助成金は、神戸市が実施する同種又は類似の助成金と重複してはならない。

(助成期間)

第15条 ひとつの助成対象団体に対する助成は最長5年を限度とする。ただし、活動内容が当該公共施設の維持管理を行う上で最も有効と考えられる場合は、その期間を延長することができる。

(施行の細則)

第16条 本要綱の施行に関し必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関連）

対象施設	活動延長
せせらぎ	300m以上

せせらぎ管理会
結成届

神戸市長あて

団体名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____

「せせらぎ管理会」を結成しましたので、都市局所管のせせらぎ管理に関する要綱第7条第1項に基づき届け出ます。なお当届が認定された場合は、同要綱を遵守して活動することを誓約いたします。

記

1. せせらぎ管理会の名称
2. 活動区域
3. 活動開始日
4. 添付資料
 - (1) 役員名簿（別紙1）
 - (2) 規約又は定款
 - (3) 位置図・区域図
 - (4) その他

役員名簿

役職名	住 所	氏 名	電 話 番 号
会長			
副会長			
会計			
会計監事			
委員			
委員			
委員			
委員			
委員			
委員			
委員			
委員			
委員			

構成母体調書

該当箇所を○で囲み、（ ）内にその母体の名称があれば記入してください。

自治会（ ）

（ ）

婦人会（ ）

（ ）

老人会（ ）

（ ）

その他（ ）

（ ）

せせらぎ管理会
認定通知書

団体名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____ 様

神戸市長

令和 年 月 日付第 号で届け出のありました結成届について、審査した結果
適当と認めましたので、通知します。なお、活動にあたっては、都市局所管のせせらぎ管理
に関する要綱を遵守していただきますようお願いします。

記

1. 活動区域
2. 活動開始日

担当

電話

せせらぎ管理会
令和 年度 助成金交付申請書

神戸市長 へ

団体名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____

都市局所管のせせらぎ管理に関する要綱第7条第3項に基づき下記の通り助成金の交付を申請します。

記

1. 申請額

ただし、令和 年度分の「 地区せせらぎ管理会」に対する助成金

2. 添付資料

- (1) 役員名簿（様式第1号（別紙1））
- (2) 規約又は定款
- (3) 活動計画書（様式第3号（別紙1））
- (4) 収支予算書（様式第3号（別紙2））

せせらぎ管理会
令和 年度 活動計画書

1. 申請団体

団体名
代表者の住所
代表者の氏名
活動区域

2. 活動内容選択表

前年度の活動実績（令和 年度）		今年度の活動内容（令和 年度）	
<input checked="" type="checkbox"/> 施設の故障等連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 随時	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の故障等連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 随時
<input type="checkbox"/> 清掃	<input type="checkbox"/> 月1回 <input type="checkbox"/> 月2回以上 <input type="checkbox"/> 週1回以上 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 清掃	<input type="checkbox"/> 月1回 <input type="checkbox"/> 月2回以上 <input type="checkbox"/> 週1回以上 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 除草、草刈		<input type="checkbox"/> 除草、草刈	
<input type="checkbox"/> 側溝、柵の土砂上げ		<input type="checkbox"/> 側溝、柵の土砂上げ	
<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 助成金	_____円	<input type="checkbox"/> 助成金	_____円

※該当する項目にチェックしてください。

様式第3号（別紙2）

せせらぎ管理会
令和 年度 収支予算書

団体名 _____

収 入 の 部		
科目	金額	摘要
計		
支 出 の 部		
科目	金額	摘要
計		
差 し 引 き		
科目	金額	摘要

令和 年 月 日

会 計 _____

監 事 _____

令和3年4月改定

せせらぎ管理会
令和 年度 助成金交付決定通知書

団 体 名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____ 様

神戸市長

令和 年 月 日付第 号で申請のありました せせらぎ管理会に対する助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付予定額

2. 留意事項

- (1) この助成金の対象となる活動内容は、令和 年 月 日付第 号で申請された助成金交付申請書（様式第3号）に記載のとおりとする。
- (2) 当該活動内容を変更する場合は、活動内容変更承認申請書（様式第6号）を提出すること。
- (3) 令和 年3月31日までに、完了実績報告書（様式第8号）を提出すること。
- (4) 地区せせらぎ管理会名義の銀行口座を作成すること。
- (5) 完了実績報告書には領収書（写しも可）を添付すること。

担当

電話

せせらぎ管理会
令和 年度 助成金不交付決定通知書

団 体 名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____ 様

神戸市長

令和 年 月 日付第 号で申請のありました 地区せせらぎ管理会に
対する助成金の交付について、審査の結果下記理由により助成金を交付することができま
せないので、通知します。

記

1. 理由

担当

電話

せせらぎ管理会
令和 年度 活動内容変更承認申請書

神戸市長 へ

団体名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のありました 地区せせらぎ
管理会に対する助成金の交付について、下記の理由により活動内容を変更したいので申請
します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

せせらぎ管理会
令和 年度 活動内容変更承認通知書

団 体 名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____ 様

神戸市長

令和 年 月 日付第 号で申請のありました 地区せせらぎ管理会の活動内容の変更について、下記の通り承認しましたので、通知します。

記

1. 変更を承認する内容

2. 承認の条件

- (1) 助成金交付申請については、別途協議を行うこと。
- (2) 完了実績報告書（様式第8号）については、令和 年3月31日までに提出すること。

担当

電話

せせらぎ管理会
令和 年度 完了実績報告書

神戸市長あて

団体名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____

令和 年 月 日付 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた 地区
せせらぎ管理会活動が完了したので、都市局所管のせせらぎ管理に関する要綱第10条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

- せせらぎ管理会の名称 地区せせらぎ管理会
- 活動区域
- 助成金交付予定額
- 活動の実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 添付資料
 - 活動実績報告書（様式第8号（別紙1））
 - 写真台帳（様式第8号（別紙1-1））
 - 収支報告書（様式第8号（別紙2））
 - 領収書（写しも可）

令和 年度 活動実績報告書

回	日付	活動内容					合計 人数
		清掃	除草	水やり	その他 ()	その他 ()	
1	R . . ()	人	人	人	人	人	人
2	R . . ()	人	人	人	人	人	人
3	R . . ()	人	人	人	人	人	人
4	R . . ()	人	人	人	人	人	人
5	R . . ()	人	人	人	人	人	人
6	R . . ()	人	人	人	人	人	人
7	R . . ()	人	人	人	人	人	人
8	R . . ()	人	人	人	人	人	人
9	R . . ()	人	人	人	人	人	人
10	R . . ()	人	人	人	人	人	人
11	R . . ()	人	人	人	人	人	人
12	R . . ()	人	人	人	人	人	人
13	R . . ()	人	人	人	人	人	人
14	R . . ()	人	人	人	人	人	人
15	R . . ()	人	人	人	人	人	人
16	R . . ()	人	人	人	人	人	人
17	R . . ()	人	人	人	人	人	人
18	R . . ()	人	人	人	人	人	人
19	R . . ()	人	人	人	人	人	人
20	R . . ()	人	人	人	人	人	人
21	R . . ()	人	人	人	人	人	人
22	R . . ()	人	人	人	人	人	人
23	R . . ()	人	人	人	人	人	人
24	R . . ()	人	人	人	人	人	人
25	R . . ()	人	人	人	人	人	人

様式第8号 (別紙1-1)

写真台帳

(作業内容：)

月 日撮影



(作業内容：)

月 日撮影



様式第8号（別紙2）

せせらぎ管理会
令和 年度 収支報告書

団体名 _____

収 入 の 部		
科目	金額	摘要
計		
支 出 の 部		
科目	金額	摘要
計		
差 し 引 き		
科目	金額	摘要

令和 年 月 日

会 計 _____

監 事 _____

令和3年4月改定

せせらぎ管理会
令和 年度 助成金確定通知書

団 体 名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____ 様

神戸市長

令和 年 月 日付第 号で完了実績報告のあった令和 年度 地区せせらぎ管理会活動については、都市局所管のせせらぎ管理に関する要綱第11条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 確定助成金額
2. 交付予定助成金額
3. 交付済助成金額
4. 返 還 金 額
5. 精算助成金額

担当

電話

せせらぎ管理会
令和 ____ 年度 助成金交付請求書

神戸市長 へ

団 体 名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____

都市局所管のせせらぎ管理に関する要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり助成金を請求します。

金額 _____, _____ -

ただし 「 _____ 地区せせらぎ管理会」 活動に対する助成金として
上記請求金額を下記の銀行口座に振込みしてください。

〒 _____ - _____

住所 _____

氏名 _____

TEL (_____) _____

銀行名	銀行	支店名	支店	預金種目	1. 普通 2. 当座 9. その他 ()
口座番号					
口座名義 (カナ)					
※30 字を越える場合、31 字以下は省略					

せせらぎ管理会
令和 年度 助成金概算交付要望書

神戸市長 へ

団体名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知を受けました下記助成金について、交付くださるよう要望します。

記

1. 助成金交付予定額
2. 概算交付要望額
3. 概算交付を要する理由

せせらぎ管理会
令和 ____ 年度 助成金概算交付請求書

神戸市長 あて

団 体 名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____

都市局所管のせせらぎ管理に関する要綱 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり助成金を請求します。なお、当該活動完了後に余剰が生じた場合、指示に従い返還します。

金額 | _____ , _____ -

ただし 「 _____ 地区せせらぎ管理会」 活動に対する助成金として
上記請求金額を下記の銀行口座に振込みしてください。

〒 _____ - _____

住所 _____

氏名 _____

TEL (_____) _____

銀行名	銀行	支店名	支店	預金種目	2. 普通 2. 当座 9. その他 ()
口座番号					
口座名義 (カナ)					
※30 字を越える場合、31 字以下は省略					

せせらぎ管理会
令和 年度 助成金交付決定取消通知書

団 体 名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____ 様

神戸市長

令和 年 月 日付第 号で申請のありました 地区せせらぎ管理会活動に対する助成金の交付（令和 年 月 日付 第 号交付決定）について、下記のとおり取消を決定しましたので、都市局所管のせせらぎ管理に関する要綱第 12 条第 3 項の規定により、通知します。

記

1. 取消理由
2. 返還金額
3. 返還期限

せせらぎ管理会
解 散 届

神 戸 市 長 あて

団 体 名 _____
代表者の住所 _____
代表者の氏名 _____

せせらぎ管理会を解散しますので、都市局所管のせせらぎ管理に関する要綱第 13 条第 2 項に基づき次のとおり届け出ます。

なお、既に交付を受けた助成金については、精算の後、余剰が生じた場合、指示に従い返還します。

記

1. せせらぎ管理会名称 地区せせらぎ管理会
2. 活動区域
3. 活動廃止年月日 令和 年 月 日（予定）
4. 添付書類
(1) 活動報告書（様式第 8 号（別紙 1））
(2) 収支報告書（様式第 8 号（別紙 2））